令和６年度
「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」のご紹介

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持・管理されてきた森林です。

しかし、このような里山林は、昭和３０年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。

そこで、林野庁では、地域住民、森林所有者等が協力して行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行います。

現場のニーズ	活動メニュー	
荒れている里山林の手入れや機能の維持・保全活動を行いたい 	【地域環境保全タイプ】 （里山林保全活動） ・里山林の機能を維持するための活動 ・風倒木や枯損木の除去活動等	メインメニュー
高密に侵入したモウソウチクや笹などを除去したい 	【地域環境保全タイプ】 （侵入竹除去、竹林整備活動） ・侵入竹の伐採・除去活動 ・荒廃竹林の整備活動等	
薪やシイタケ原木など地域の資源を活用して山村を活性化したい 	【森林資源利用タイプ】 ・集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等	
森林整備のための歩道を作りたい 鳥獣害防止柵を設置したい 	【森林機能強化タイプ】 ・歩道・作業道の作設・改修 ・鳥獣害防止柵の設置・補修	サイドメニュー
地域外の人と森林整備を行っていきたい 	【関係人口創出・維持タイプ】 ・地域外関係者との調整 ・受け入れ環境の整備等	

サイドメニューはメインメニューと組み合わせて実施

○森林･山村多面的機能発揮対策交付金の対象活動と支援内容

1　活動への支援

里山林の保全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額で支援を行います。（国の交付単価は年度当たりのものです。）

（交付金の使途：人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・なた・のこぎり等の消耗品、書籍、委託料、印刷費等）

・活動推進費（３か年の活動計画の具体化に対する支援）

（国の交付単価：初年度のみ。（最大）１１２，５００円）

現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等



メインメニュー

・地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」

（国の交付単価（最大）：初年度120,000円、２年目115,000円、３年目110,000円／ha ）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



・地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」

（国の交付単価（最大）：初年度285,000円、２年目265,000円、３年目245,000円／ha ）

竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



・森林資源利用タイプ

（国の交付単価（最大）：初年度120,000円、２年目115,000円、３年目110,000円／ha ）

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



サイドメニュー

・森林機能強化タイプ

（国の交付単価：最大８００円／m）

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り



・関係人口創出・維持タイプ

（国の交付単価：最大５０，０００円／年）

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要となる森林調査・見回り等

〈※見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んで下さい。〉

２ 資機材への支援

１のような活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の１/２以内（一部の資機材については１/３以内）を支援します。

・１／２以内を支援する資機材
刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型ＧＰＳ機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）

・１／３以内を支援する資機材
林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋

○支援を受けるには？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

活動組織

構成員：
活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（３名以上）で構成してください。
地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、又は１構成員となることも可能です。
なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

対象森林：
本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

活動区域：
地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。

活動計画書：
活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、３年間の活動計画（原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。）、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。）

申請

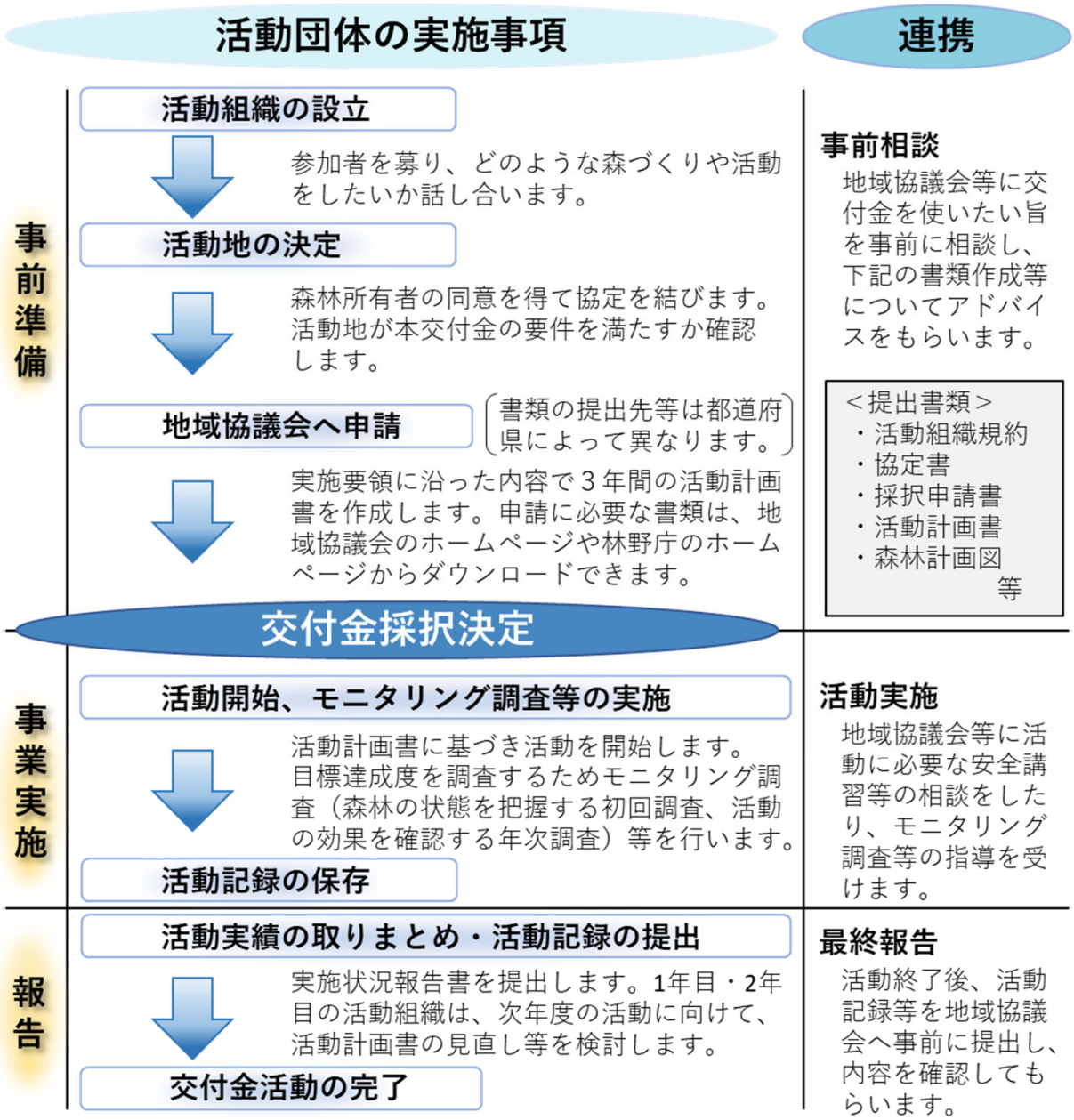
都道府県単位に設立されている地域協議会に対して、申込みを行います。
（地域協議会は、審査にあたって、活動を計画している市町村から、活動対象森林や活動内容の有効性等について、意見を聴取します。）

地域協議会の連絡先は、林野庁ホームページでもご確認いただけます。
http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html

○その他支援を受ける場合の留意点等

- １活動組織当たり、年度ごとに５００万円（国からの交付額）を上限として支援（同じ場所では最大３年間支援）します。
- 人工林でも活用できます。
- 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については、地域の森林組合などに作業の一部を委託することができます。
- 採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。

○交付金の申請から報告までの主な流れ



詳細については、林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室
（☎03－3502－0048）に御相談ください。
林野庁ホームページ　http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html